

2009年7月29日 全8頁

# 金融商品会計—減損処理の見直し

制度調査部  
鈴木 利光

## 減損損失の認識要件（トリガー）、減損処理後の戻入の見直しへ

### [要約]

- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2009年5月29日付にて「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」を公表した。この論点整理は、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が共同で進める金融商品会計における現行規準の置換えのプロジェクトに呼応し、2011年を念頭に置いた我が国の会計基準の見直しの可能性について、議論の整理を図ることを目的としている。
- 「【論点2】金融商品の測定」のうち「[論点2-4]減損処理の取扱い」では、有価証券の減損処理について公正価値の下落を減損損失の認識要件（トリガー）とする枠組み（「下落率50%以上云々」という数値基準を含む）を維持するか、減損処理後の会計処理として（例えば満期保有目的の債券につき）減損損失の戻入を認めるか、などを（1）有価証券の減損処理、（2）債権の減損処理、（3）減損処理後の会計処理といった項目に分け、検討している。
- 今後の方向性として、国際的な会計基準の動向も考慮しながら、減損処理のアプローチ（減損処理の意味、減損損失の認識要件（トリガー）、減損損失の測定方法等）について見直しの検討を行うこととしている。

### 【目次】

- I. はじめに (P1)
- II. 有価証券の減損処理 (P2)
- III. 債権の減損処理 (P6)
- IV. 減損処理後の戻入れ (P7)

### I. はじめに

- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2009年5月29日付にて「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」という）を公表した。論点整理は、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が共同で進める金融商品会計における現行基準の置換えのプロジェクトに呼応し、2011年を念頭に置いた我が国の会計基準の見直しの可能性について、議論の整理を図ることを目的としている。
- 「【論点2】金融商品の測定」のうち「[論点2-4]減損処理の取扱い」では、有価証券の減損処理について公正価値の下落を減損損失の認識要件（トリガー）とする枠組み（「下落率50%以上云々」とい

う数値基準を含む)を維持するか、減損処理後の会計処理として(例えば満期保有目的の債券につき)減損損失の戻入れを認めるか、などを(1)有価証券の減損処理、(2)債権の減損処理、(3)減損処理後の会計処理といった項目に分け、検討している。

- 今後の方向性として、国際的な会計基準の動向も考慮しながら、減損処理のアプローチ(減損処理の意味、減損損失の認識要件(トリガー)、減損損失の測定方法等)について見直しの検討を行うこととしている。

## II. 有価証券の減損処理

### 1. 我が国の会計基準における取扱い<sup>1)</sup>

#### (1) 定義及び対象有価証券

- 我が国の会計基準において、有価証券の減損処理とは、保有している有価証券の時価が著しく下落し、かつ回復の可能性があるとは認められない場合、または実質価額が著しく下落した場合に、その帳簿上の取得原価を決算時点の時価または実質価額に強制的に切下げ、切下げた分の額を損益計算書で損失として処理することをいう(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という)20・21参照)。

このように、我が国の有価証券の減損処理においては、時価(公正価値)の著しい下落を減損損失の認識要件(トリガー)としている。

- 減損処理の対象となる有価証券は、図表1のとおりである(金融商品会計基準20・21等参照)。

図表1 我が国において減損処理の対象となる有価証券(概要)

	有価証券の種類		減損処理の要否
時価のある有価証券(※1)	売買目的有価証券		×
	満期保有目的の債券		○
	子会社・関連会社株式 その他有価証券		
時価のない有価証券(※1)	市場価格のない株式	子会社・関連会社株式	○
		その他有価証券	
	債券	満期保有目的の債券 その他有価証券	○

(出所) 大和総研制度調査部作成

(※1) 金融商品会計基準の2008年3月10日改正(以下「改正金融商品会計基準」という)では、時価のある有価証券は「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外の」(改正金融商品会計基準第20項)有価証券に、時価のない株式は「時価を把握することが極めて困難と認められる」(改正金融商品会計基準第21項)株式に変更され

<sup>1)</sup> 詳細については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研 Legal and Tax Report「金融機関における有価証券の減損基準(1)一調査総評」(鈴木利光)[090611]

◆大和総研 Legal and Tax Report「金融機関における有価証券の減損基準(2)一基準内容」(鈴木利光)[090611]

◆大和総研 Legal and Tax Report「有価証券の減損処理(会計処理・税務)①～時価がある場合」(鳥毛拓馬・鈴木利光)[090206]

◆大和総研 Legal and Tax Report「有価証券の減損処理(会計処理・税務)②～時価がない場合」(鳥毛拓馬・鈴木利光)[090206]

ている。これは、有価証券の時価評価の範囲を拡大することを意図した改正であり、2010年3月期の年度末の財務諸表から強制適用される<sup>2</sup>。

## (2) 時価の「著しい下落」

- 議論の簡略化のため、時価のある有価証券に限定すると、我が国の会計基準においては、
- 企業会計上は、時価の下落率が取得原価に比べて50%以上の場合、「著しい下落」に該当し、かつ合理的な反証のない限り時価が取得原価まで回復可能性があるとは認められないことから、減損処理が必要となる（会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「実務指針」という）91・284参照）。
  - また、時価の下落率が取得原価に比べて50%未満であっても、状況によっては時価の「著しい下落」があったものとして、回復可能性の判定の対象とされる。そこで、時価の下落率が取得原価に比べて30%以上50%未満の場合は、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落」したと判定するための「合理的な基準」を設け、「著しく下落」したか否かを判断する（実務指針91・284参照）。

## (3) 「回復可能性」の有無

- これも議論の簡略化のため時価のある有価証券に限定すると、我が国の会計基準においては、「回復可能性」の判定基準は図表2のとおりである（実務指針91・284参照）。投資信託など、株式・債券以外の有価証券も図表2に準じて判断する。「回復可能性」の有無が定かでない場合は、「回復可能性」なしとして、減損処理が必要となる。

図表2 我が国の会計基準における「回復可能性」の判定基準

	「回復可能性」あり	「回復可能性」なし
株式	◆時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね1年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復する可能性見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合	◆次のいずれかに該当する場合 a. 株価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合 b. 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合 c. 2期連続で損失を計上しており、翌期も損失計上が予想される場合
債券	◆単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合で、いずれ時価の下落が解消すると見込まれる場合	◆信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合（格付けの著しい低下があった場合、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合等）

（出所）大和総研制度調査部作成

<sup>2</sup> 概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研制度調査部情報「金融商品の時価等の開示に関する適用指針<確定版>」（鳥毛拓馬）

◆大和総研制度調査部情報「時価評価の範囲拡大（確定版）」（吉井一洋）

## 2. 国際的な会計基準における取扱い

### (1) 国際財務報告基準における取扱い

- 国際財務報告基準（IAS 第 39 号）においては、金融資産またはそのグループについて、当該資産の見積キャッシュ・フローに対して信頼性をもって見積もれる影響を有する損失事象の結果としての減損の客観的証拠がある場合に、図表 3 のように減損損失を認識するものとしている。

図表 3 国際財務報告基準（IAS 第 39 号）における有価証券の減損処理

金融資産またはそのグループ	減損の客観的証拠	減損損失
償却原価で測定されている満期保有投資、貸付金及び債権	信用問題等（ex. 発行体や債務者の著しい財務状況の悪化 etc.）	【帳簿価額】－【将来キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値】
売却可能金融資産に分類されている持分金融商品（※2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■信用問題等（ex. 発行体や債務者の著しい財務状況の悪化 etc.）</li> <li>■取得原価が回収できないかもしれないことを示す、環境の重大な変化に関する情報</li> <li>■公正価値の著しい下落または長期にわたる下落</li> </ul>	【取得原価（元本返済額及び償却額控除後）】－【公正価値】
売却可能金融資産に分類されている公正価値のある負債性金融資産（※3）	信用問題	【取得原価（元本返済額及び償却額控除後）】－【公正価値】
取得原価で計上されている金融資産（公表価格のない持分金融商品またはこれに関連するデリバティブ）	（特に指定なし）	【帳簿価額】－【将来キャッシュ・フローを類似の金融資産の現在の市場利回りで割り引いた現在価値】

（出所）大和総研制度調査部作成

（※2）企業のすべての負債を控除した後の残余財産権を証する契約をいう（ex. 株式 etc.）。

（※3）金利が発生し、一定期日に元本の回収が行われる金融商品をいう（ex. 貸付金、債券 etc.）。

- このように、国際会計基準の有価証券の減損処理においては、一定の債券等においては将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて減損損失を測定している。

### (2) 米国会計基準における取扱い

- 米国会計基準（SFAS 第 115 号）では、売却可能有価証券や満期保有目的有価証券について、その公正価値が取得原価または償却原価を下回った場合において、それが一時的でないと判断したときには、取得原価または償却原価と公正価値の差額を減損損失として認識し、損益を通じて公正価値まで評価減を行う（※4）。

（※4）もっとも、売却が想定されない債券については、減損損失を信用損失とその他の損失に区分し、信用損失部分のみを当期純利益に反映し、その他の損失はその他の包括利益に反映することとされている。

- このように、米国会計基準の有価証券の減損処理においては、公正価値の一時的でない下落を減損損失の認識要件（トリガー）としている。

### 3. 今後の方向性

#### (1) 減損損失の意味について

- 我が国では、金融資産に限らず資産の減損処理は、収益性の著しい低下に伴い投資額の回収が見込めなくなった場合に、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を切下げる処理であると理解されている（いわゆる切放し法）。
- 一方で、国際的な会計基準においては、減損処理の意味について現在議論が行われていることから、我が国としては一層減損処理の考え方を整理して意見発信をするとともに、国際的な議論の動向も考慮しながら検討するとしている。

#### (2) 減損損失の認識及び測定

- 以下のような点に関して、国際的な会計基準の動向も考慮しながら検討するとしている。
  - 我が国の現行の会計基準では、公正価値が把握できる場合については公正価値の著しい下落を減損損失の認識要件（トリガー）とし、公正価値を把握することが極めて困難な場合は公正価値に代えて実質価額の著しい下落などを公正価値の認識要件（トリガー）として測定することとしており、あくまで公正価値の有無に係わらせて減損損失の認識要件（トリガー）が定められている。公正価値が把握できる場合は売却も想定されることから、公正価値をもって減損損失の認識要件（トリガー）とするのは妥当であるとの意見が多い。もっとも、国際財務報告基準のように、公正価値が把握できる有価証券であっても、一定の債券のように、その回収形態は売却というよりは契約上の元金金といった場合では、将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて減損損失を測定する方法がある。このような方法についてどう考えるか。
  - 我が国の会計基準では、公正価値の下落率が減損の判断基準になっているが、この数値基準を維持するか（このような数値基準は国際的な会計基準では採用されていない）。

#### (3) 子会社・関連会社株式の減損の取扱い

- 以下のような点に関して、国際的な会計基準の動向も考慮しながら検討するとしている。
  - 個別財務諸表上の子会社・関係会社株式の減損について、公正価値によって判断する我が国の現行の会計基準を維持するか（国際財務報告基準の関連会社株式のように、回収可能価額、すなわち将来キャッシュ・フローの見積りに基づく使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちの高い方の額を判断基準とするか）。
  - 個別財務諸表上の子会社・関係会社株式の減損を、連結財務諸表上ののれんに関連付ける（のれんの追加償却）我が国の現行の会計基準を維持するか（事業投資と同様の性格を有するのれんを公正価値に係わらせて考えることになると言えるため）。

### Ⅲ. 債権の減損処理

#### 1. 我が国の会計基準における取扱い

- 我が国の会計基準では、債権を債務者の状況等をもとに区分し、それぞれ図表 4 のように貸倒見積高を算定する（金融商品会計基準 27・28 参照）。

図表 4 我が国の会計基準における債権の減損処理

区分	貸倒見積高の算定方法
一般債権	債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等、合理的な基準により算定
貸倒懸念債権	債権の状況に応じて、次のいずれかの方法を継続適用する。 ① 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する方法 ② 将来キャッシュ・フローの現在価値と帳簿価額との差額を貸倒見積高として算定する方法
破産更正債権等	債権額から担保の処分見込額等を減額し、その残額を貸倒見積額として算定する方法

（出所）大和総研制度調査部作成

#### 2. 国際的な会計基準における取扱い

##### (1) 国際財務報告基準における取扱い

- 国際財務報告基準（IAS 第 39 号）では、貸付金及び債権については、発行体や債務者の著しい財務状況の悪化などの信用問題が生じたという減損の客観的証拠があった場合に減損損失を認識する。この場合の減損損失は、帳簿価額と将来キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額とする（P4 図表 3 参照）。

##### (2) 米国会計基準における取扱い

- 米国会計基準（SFAS 第 114 号）では、貸付金は、現在の情報及び事象に基づいて、債権者が契約条件に従って元利金の全額を回収できない可能性が高い場合に減損損失を認識する。この場合の減損損失は、帳簿価額と将来キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額とする。

#### 3. 今後の方向性

##### (1) 減損損失の意味

- 我が国における減損処理は、収益性の著しい低下に伴い投資額の回収が見込めなくなった場合に、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を切下げる処理であると理解されている（いわゆる切放し法）。この観点からは、債権の場合、回収可能性がほとんどないと判断された場合の貸倒見積高が減損処理に該当すると考えられている（それ以外の場合の貸倒見積高は、減損処理というよりも引当処理に該当するものと考えられている）。
- 一方で、国際的な会計基準においては、減損処理の意味について現在議論が行われていることから、我が国としては一層減損処理の考え方を整理して意見発信をすることとしている。

## (2) 減損損失の認識及び測定

- 国際財務報告基準では、同じ負債性金融商品であっても、貸付金及び債権や満期保有投資か、売却可能金融資産かによって減損損失の測定に差異がある。一方で、米国会計基準では、貸付金と有価証券の減損損失の測定が必ずしも同じではなかったが、最近の減損の取扱いの改正により、一部、当期純利益に反映される減損損失の測定方法が揃えられた（P4（※4）参照）。このため、国際的な会計基準では、測定区分の見直しや減損損失の測定方法自体が議論されており、その動向を注視し検討している。
- また、IASBにおいては、貸倒見積高の算定について、現行の国際財務報告基準（IAS 第 39 号）で採用されている発生損失モデル（損失事象が発生した時点で減損を認識するモデル）と予想損失モデル（信用損失の予想に不利な変化が生じた時点で減損を認識するモデル）の比較・再検討が行われている。債権の場合、時価のある有価証券とは異なり、元利金が約定されていることから（上限が定められていることから）、我が国では、前述したように（P6 参照）減損処理に該当しない場合（回収可能性がほとんどないとはいえない場合）でも貸倒見積高を算定し、引当処理がされている（P6 図表 4 の一般債権における貸倒見積高の算定方法を参照されたい）。このような処理は IAS 第 39 号で採用されている発生損失モデルとは異なる。このため、減損処理の意味と併せて、必要であれば貸倒見積高の算定方法についても見直し、発生損失モデルと予想損失モデルに関する国際的な議論の動向も考慮しながら検討している。

## IV. 減損処理後の戻入れ

### 1. 我が国の会計基準における取扱い

- 我が国の会計基準においては、有価証券の減損処理は新たな原価ベースを確立し、その後公正価値が回復した場合でも減損損失の戻入れは認められない（※5）。

（※5）債権に対する貸倒見積高について計上された貸倒引当金は、その後の状況変化を反映した洗替処理を通じて実質的に戻入れと同様の効果もたらされる。しかし、回収可能性がほとんどないとして債権から直接減額される場合には、その後回収可能性が高まったとしても戻入れは行われない（実務指針 123 参照）。

### 2. 国際的な会計基準における取扱い

#### (1) 国際財務報告基準における取扱い

- 国際財務報告基準（IAS 第 39 号）では、図表 5 のように、減損処理後の戻入れの可否を負債性金融商品と持分金融商品に分けている。

図表 5 国際財務報告基準における減損処理後の戻入れ

商品	戻入れの可否
負債性金融商品	減損損失額の減少が減損認識後の事象（ex. 債務者の信用格付の改善 etc.）に客観的に関連付けることができる場合には、減損がなかったと仮定した場合の償却原価を超えない範囲で、直接にまたは引当金勘定の修正により戻入れられる。
持分金融商品	認められない。

（出所）論点整理を参考に大和総研制度調査部作成

## (2) 米国会計基準における取扱い

- 米国会計基準（SFAS 第 115 号）においては、有価証券の減損処理は新たな原価ベースを確立し、その後公正価値が回復した場合でも減損損失の戻入は認められない（※6）。

（※6）貸付金については、貸倒引当金の調整が認められる。

## 3. 今後の方向性

- 減損処理後の戻入については、公正価値と減損処理の関係や、減損処理による新たな原価ベースの確立の有無等、様々な要因を考慮する必要があるものと考えられる。
- そのため、減損処理の意味や減損損失の認識要件（トリガー）とも合わせて検討するとしている。

以上